１　減免基準

|  |  |
| --- | --- |
| 基　　準 | 使用料 |
| □市又は市の機関が主催する行事等を行うとき。 | 免除 |
| □市内の幼稚園又は保育園が教育又は保育活動のために利用するとき。 |
| □半数以上が中学生以下の者で構成された団体が利用するとき。 |
| □市内の高等学校（高等専門学校を含む。）が教育活動のために利用するとき。 | ５割の減額 |
| □半数以上が障害者又は障害児で構成された団体が利用するとき。 |
| □社会福祉関係団体、地域コミュニティ団体、社会教育関係団体、教育関係団体その他公共的又は公益的団体がその設立目的のための活動で利用するとき。※以下に記載の団体（該当する団体の□欄にレ印をしてください。） |
|  | □社会福祉関係団体（例：社会福祉協議会、老人クラブ等） |
| □地域コミュニティ団体（例：市民活動センター登録団体等） |
| □社会教育関係団体（例：市体育協会加盟競技団体等） |
| □教育関係団体（例：市幼稚園協会等） |
|  | □上記以外（下記を参照） |
|  | １　団体の活動内容が設立目的に沿い、かつ、地域社会の向上に貢献するもの（構成員の利益や趣味にとどまる団体は除きます。）

|  |
| --- |
| 　　※活動内容を具体的に記載してください。 |

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）２　団体の公開性（閉鎖的でなく、常に会員募集をしている）がある。３　主な活動場所が市内である。→３つの項目全てにあてはまる団体が対象となります。 |

※該当する場合は、該当する項目の□欄にレ印をしてください。

※「５割の減額」の場合、校庭照明施設は減免の対象となりません。

２　団体構成

|  |  |
| --- | --- |
| 会　員　数 | 　　　　　　　　　　　　　人 |
| 構　成 | １５歳以上（中学生を除く。） | 　　　　　　　　　 　 　　人 |
| 中学生以下 | 　人 |

３　会員名簿　　会員名簿（第１号様式（その２））を必ず添付してください